◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３３２号（H28. 1. 8）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．　　重大事故等情報＝１２件（平成２７年１２月２５日～平成２８年１月７日分）
（１）乗合バスの車内事故
（２）乗合バスの衝突事故
（３）貸切バスの火災事故①
（４）貸切バスの衝突事故
（５）貸切バスの火災事故②
（６）貸切バスの火災事故③
（７）個人タクシーの健康起因による衝突事故
（８）法人タクシーの死傷事故
（９）法人タクシーの衝突事故①
（１０）法人タクシーの衝突事故②
（１１）法人タクシーの衝突事故③
（１２）トラックの酒気帯び衝突事故
２．バスの車両火災事故防止の徹底について【新着情報】
３．事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について
４．自動車事故防止セミナーを開催します！（東北運輸局発）
５．安全運行の確実な徹底について（関東運輸局発）
６．インバウンド貸切バス事業者に対する監査を集中的に実施します！
７．年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しましょう！
８．降積雪期における輸送の安全確保の徹底について
９．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
１０．運行管理者資格者証の交付等で提出される「住民票の写し」について
１１．後退時等の安全確保の徹底について
１２．事業用自動車の安全確保の徹底について
１３．ＳＡＳ対策マニュアルを改訂しました！
１４．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
１５．自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！

１６．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
１７．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

（５）貸切バスの火災事故②
平成２７年１２月２９日（火）午前１１時３０分頃、長崎県の商業施設駐車場において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客２８名を乗せて運行中、運転者がバスのエンジンを始動した後、異音に気付き乗客全員を避難させ点検したところ、車体中央部のバッテリー付近から出火した。
運転者は消防に通報するとともに消火器にて消火活動を行った。
この事故による負傷者はなし。

（６）貸切バスの火災事故③
１月４日（月）午前６時５０分頃、北海道の市道において、道内に営業所を置く貸切バスが乗客１１名を乗せて運行中、異音がしたため車両を停車させたところ、乗客から煙が出ていると申し出があり、その後、車体後部から出火した。
バスの乗客は全員避難し、この事故による負傷者はなし。
火災は、消防による消火活動により午前８時前に鎮火した模様。

（７）個人タクシーの健康起因による衝突事故
平成２７年１２月２９日（火）午後８時０５分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く個人タクシーが乗客１名を乗せて停止していたところ、運転者が意識を喪失したことから、踏んでいたブレーキが緩み、前方の車両に追突した。運転者は救急搬送されたが死亡した。他に負傷者はなし。運転者は心臓の持病があったとのこと。

（８）法人タクシーの死傷事故
平成２７年１２月３０日（水）午前１０時３３分頃、神奈川県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、道路を横断していた歩行者１名をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。
事故は、タクシーが片側２車線の第１車線を走行中、前方の車両を追い越すため第２車線に車線変更した直後、道路右側から横断してきた歩行者に気付くのが遅れ、はねたもの。

（９）法人タクシーの衝突事故①
平成２７年１２月３０日（水）午後１０時３４分頃、神奈川県の信号機のない丁字路交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、右折しようとしたところ、対向の直進オートバイに気付かず衝突した。
この事故により、オートバイの運転者が死亡した。

（１０）法人タクシーの衝突事故②
平成２７年１２月３１日（木）午前７時頃、茨城県の国道交差点において、同県

に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、直進しようとしたところ、対向から右折してきた自家用トラックと衝突した。
この事故により、タクシーの運転者が死亡した。
トラックは負傷者なし。
現場は信号機のある丁字路交差点で、タクシーはトラックの左後輪付近に衝突した模様。

（１１）法人タクシーの衝突事故③
１月１日（金）午後２時３５分頃、神奈川県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシー①（乗客４名）が、前方で停止していた別の法人タクシー②（乗客１名）に追突し、その前方の２台の自家用車を含む、合計４台が関係する多重衝突となった。
この事故により、タクシー①の乗客４名、タクシー②の運転者１名、第３当事者である自家用車の４名及び第４当事者である自家用車の１名の合計１０名が軽傷を負った。
事故は、片側１車線の道路において、タクシー①が時速約３０キロで走行中、前方数台前で右折のため停止していた車両の後方で待機していた車列に気付くのが遅れ、この最後尾で停止したタクシー②に追突し、追突により前方へ押し出されたタクシー②が、その前で停止していた自家用車に追突した模様。

（１２）トラックの酒気帯び衝突事故
平成２７年１２月２８日（月）午後３時４０分頃、埼玉県の市道において、同県に営業所を置くトラックが運行中、住宅の囲いに衝突した。
この事故による負傷者はなし。
運転者の呼気からアルコールが検出され、運転者は飲酒運転の疑いにより警察に逮捕された模様。

上記１２件の死傷者数計：死亡４名、重傷１名、軽傷２６名、
負傷１名（速報値）

◇◇◇

する火災事故が発生しました。
　いずれの事故も、幸い負傷者はなく、火災の原因については現在調査中ですが、年末年始の多客期であることから、関係事業者におかれましては、特に車齢の高い車両に対しては、日常点検整備及び定期点検整備を確実に実施するなど、車両火災事故防止の徹底を図り、輸送の安全確保に万全を期するよう周知徹底をお願いします。

　上記の内容は、平成２７年１２月３０日付け、国自安第２２８号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

るため、下記のとおり「平成２７年度 東北運輸局自動車事故防止セミナー」を開催します。

当セミナーでは、事業用自動車総合安全プラン2009の目標達成に向けた施策、健康起因による事故防止対策及び飲酒運転・薬物等使用による運行の絶無のための基本的事項・防止のポイント、大型車の先進安全技術についての講演を行います。

当セミナーを運転者の指導・監督につなげ、適切な運行管理を実践していただくためにも皆様の参加をお待ちしております。

記

日　時：平成２８年２月３日(水)　１３：３０～１６：３０
場　所：仙台サンプラザ　３Ｆ「ｸﾘｽﾀﾙﾙｰﾑ」仙台市宮城野区榴岡５丁目11-1
テーマ：事業用自動車の運転者の適切な健康管理による事故防止
定　員：２２０名

※ プログラム及び参加申込み等詳細は、下記リンク先（東北運輸局ホームページ）をご覧ください。
→　http://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/puresu/puresu/jg151222.pdf

◇◇◇

２．平成２７年２月４日７時５５分頃
乗合バスが交差点を直進で通過する際、赤信号を見落として通過し、右側から青信号で横断してきた自転車利用者をはねた。自転車には女性と男児の２名が乗っており、女性が重傷、男児が軽傷を負った。重傷の女性は後日死亡した。また、急ブレーキにより乗客３名が軽傷を負った。

３．平成２７年１１月２７日６時５２分頃
回送運行中の乗合バスが交差点を直進で通過する際、朝日の逆光で信号機の色が確認しずらい状態で、信号機や周囲の状況を十分確認せず赤信号で交差点に進入し、左側から青信号で横断してきた歩行者をはね、重傷を負わせた。

４．平成２７年１２月９日９時４０分頃
乗合バスが横断歩道のある道路を通過する際、赤信号を見落として通過し、左側から青信号で横断してきた自転車利用者をはね、重傷を負わせた。

※）関東運輸局管内において、平成２７年１２月９日までに自動車事故報告規則（昭和２６年１２月２０日運輸省令第１０４号）に基づく報告があったもの。

◇◇◇

◇◇◇

守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

上記の内容は、平成２７年１１月２６日付け、国自安第１６３号により、関係団体に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

運行管理者資格者証の交付、訂正又は再交付の申請において提出される「住民票の写し」は、同法第１９条の規定を踏まえ、個人番号が記載されていないもの又は個人番号を判読・復元できない状態にしたものを提出されますようお願い致します。

◇◇◇

また、警察庁発表の「交通事故統計」（平成２７年８月末）によると、本年１月から８月末までに事業用自動車が第１当事者となった死亡事故件数が、バス・マイクロで９件（対前年比１件増）、普通乗用（タクシー等）で３０件（同１１件増）、貨物で２１６件（同１４件減）となっております。
このような重大事故は、自動車運送事業者の最大の使命である輸送の安全を脅かし、結果、国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであります。
国土交通省においては、「事業用自動車総合安全プラン２００９」に掲げられた目標（平成３０年までに、年間死者数２５０人以下、年間事故件数３万件以下）を達成するため、各種施策を実施しているところでありますが、運送事業関係者の皆様におかれましても、引き続き、運行管理の確実な実施、社内の安全意識の徹底等あらゆる施策を通じ、事業用自動車の安全運行の確保に万全を期すよう、お願い致します。

上記の内容は、平成２７年１０月６日付け、国自安第１３０号により、関係団体に対し、事故防止通達として発出しています。
運送事業関係者におかれましては、周知をお願い致します。

◇◇◇

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
　→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000210.html

◇◇◇

【１５．自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります。】

H27.4.30、公益社団法人全日本トラック協会、公益社団法人日本バス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等に対して、『自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について』を通達しましたので、お知らせします。

通達の概要は以下のとおりですので、ご承知おきください。

自動車の定期交換部品は、自動車製作者等が道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号。以下「車両法」という。）第５７条の２の規定に基づき、通常の点検ではその後の安全性を確保しうる期間を予想しにくい部品等について、その品目及び標準的な交換時期を明示して、自動車使用者に対し一定の期間ごとに交換することを推奨しているものです。
また、自動車使用者は、車両法第４７条の規定に基づき、自動車製作者等が提供する定期交換部品を含む点検及び整備に関する技術上の情報等を参考として、自動車の使用の状況、自動車の構造・装置に応じた所要の点検及び整備を行う義務があります。
今般、４月１６日付けで日本トレクス株式会社より同社製大型トレーラの制動装置（スプリングチャンバ）に係る改善対策届出（平成２７年改善対策届出番号４７０）がなされたところですが、本届出の背景には、当該トレーラの多くの使用者が、定期交換部品であるスプリングチャンバについて交換期限を超えて使用していたため、ブレーキ系統のエア漏れによって駐車ブレーキが作動しブレーキの引き摺りを生じたことが原因の車両火災事故が、過去５年間で５７件発生していたことがあります。
このように定期交換部品を自動車製作者等が定めた期間を超えて使用することは、重大な事故に繋がるおそれがあることから、貴会傘下会員に対して上記大型トレーラのブレーキチャンバをはじめ、定期交換部品の推奨期間毎の交換の必要性と確実な保守管理の実施について周知徹底願います。

◇◇◇

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000116.html

◇◇◇

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆